

社会福祉士修学資金貸付の 手引き

※実施要綱・要領や手引き、様式等は下記ホームページからダウンロードできます。

【問合せ先】

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会

みやぎハートフルセンター 福祉人材センター
人材確保・支援係

〒980-0014

仙台市青葉区本町三丁目 7-4

宮城県社会福祉会館 1 階

TEL:022-399-8844 / FAX:022-261-9555

ホームページ : <https://www.miyagi-sfk.net>

目 次

I	社会福祉士修学資金貸付制度について	3
II	手続きに必要な提出書類一覧	7
III	社会福祉士修学資金貸付制度に関する Q&A	9
IV	宮城県社会福祉協議会社会福祉士修学資金貸付フロー図	13
○	社会福祉士修学資金貸付事業における返還免除対象業務	14

資 料

別紙 1：社会福祉士修学資金の貸付金返還免除対象業務

別添 1：指定施設における相談援助業務の範囲等

別添 2：社会福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等

令和6年 4月 1日 改訂

I 社会福祉士修学資金貸付制度について

1 目的

この資金は、社会福祉士指定養成施設等に在学し、社会福祉士の資格の取得を目指す学生に対し修学資金を貸付けることにより、その修学を容易にし、質の高い社会福祉士の養成確保に資することを目的としています。

2 実施主体

社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行います。

3 貸付条件

(1) 貸付対象者

養成施設等（※）に在学し、卒業後、宮城県内において介護・相談援助業務等に従事しようとする方で、次の①又は②のいずれかに該当する方で、家庭の経済状況等から貸付が必要と認められる方です。

①学業成績等が優秀と認められる方

②卒業後、社会福祉士資格取得に向けた向学心があると認められる方

※養成施設等とは、社会福祉士については社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第7条第2号若しくは第3号、介護福祉士については同法第39条第1号から第3号までの規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設を指します。（別表1参照）

③他の都道府県の本資金を借り受けていない方。

※職業訓練として社会福祉士指定養成施設に在学している場合は、貸付対象外となります。

※教育訓練給付制度（雇用保険法）を利用して社会福祉士指定養成施設へ在学している場合も、併用できません。

(2) 貸付期間

原則として、養成施設等に在学する正規の修学期間とします。

(3) 貸付内容

貸付金額は、下記の金額を上限とします。

①修学資金月額 50,000円

②入学準備金 200,000円（初回の貸付時）

③就職準備金 200,000円（最終回の貸付時）

※貸付申請時に生活保護受給世帯又はこれに準ずる経済状況にある世帯の方については、生活費の一部に充当できる生活費を加算することができます。加算額の上限は、貸付対象者の貸付申請時の年齢及び居住地に対応する区分により異なりますが、30,000円から40,000円程度です。

(4) 貸付利子

貸付利子は無利子です。ただし、返還期限を過ぎた場合は年3%の延滞利子を徴収します。

(5) 連帯保証人

①連帯保証人は、1名必要です。

②連帯保証人は、個人又は法人でも可能です。連帯保証人が個人の場合は、日本国籍を有する者、もしくは外国籍の方であれば、永住者又は特別永住者の在住資格を持つ者とし、返還債務を負担することができる資力を有すること。

③法人の場合は、以下の（ア）～（エ）を添付してください。

（ア）履歴事項全部証明書（3か月以内に取得した原本）

（イ）印鑑登録証明書（法人代表者のもので、3か月以内に取得した原本）

（ウ）連帯保証の意思決定を行ったことがわかる記録（法人の議決機関の議事録等）

（エ）直近の決算書類（貸借対照表、資金収支計算書、事業活動計算書、または損益計算書等）

④連帯保証人は、貸付を受けた方が貸付金の返還を行わない場合は、すべての返還義務を負担していただきます。

⑤法人において、資産額の範囲内で複数の修学生の保証人となることには差し支えありません。

4 申請手続き

申請に必要な書類は、次のとおりです。

（1）介護福祉士修学資金等借入申請書（様式第1号）

（2）養成施設の長の推薦書（様式第2号）

（3）申請者及び連帯保証人の世帯全員の記載のある住民票（記載事項の省略のないもの、マイナンバーは不要）

（4）個人情報取扱同意書（様式第31号）

（5）申請者が未成年者で、法定代理人が2名存在する場合は、連帯保証人になっていない方からの同意書（様式第28号）

（6）養成施設入学時に45才以上であり、かつ離職して2年以内の場合は、離職証明書。

5 貸付方法

（1）貸付の決定

貸付の可否については、貸付審査の上決定し、申請者にその決定を通知いたします。

（2）資金の交付

①月額貸付金は、4月に4～9月の6か月分、10月に10～3月の6か月分を借受者が指定する口座に振り込みます。ただし、貸付決定年次第1回目の資金交付は8月中旬頃になります。

②入学準備金は、初回交付時に月額貸付金と合わせて交付します。

③就職準備金は、最終回交付時に月額貸付金と合わせて交付します。

6 貸付契約の解除

次のいずれかに該当する場合は、その日が属する月の翌月分以降の修学資金の貸付を停止します。

（1）退学したとき。

（2）心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。

- (3) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- (4) 死亡したとき。
- (5) その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

7 貸付の休止

借受者が、当該養成施設等を休学、又は停学の処分を受けたときは、その翌月から資金の貸付を休止します。

8 資金の返還

借受者は、次のいずれかに該当した場合は、当該事由が生じた日の属する月の翌月から貸付金の返還をしなければなりません。貸付決定通知書に記載の返還計画を変更する場合は、返還計画変更申請書（様式第 13 号）を会長に提出してください。

- (1) 上記6の貸付契約の解除に該当した場合
- (2) 養成施設等を卒業後1年以内に社会福祉士として登録せず、または県内において介護・相談援助等の業務に従事しなかったとき。
- (3) 県内において、介護・相談援助等の業務に従事する意思がなくなったとき。
- (4) 介護・相談援助等の業務外の事由により死亡または心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

9 資金の返還期間及び方法

返還は、返還事由が生じた日の属する月の翌月から始まります。返還期間は、15年（180か月）以内で県社協会長が定めた期間内に、一括、月賦又は半年賦により返還していただきます。

10 返還の猶予

次に該当する場合は、当該事由が継続する期間、修学資金の返還を猶予することができますので、希望する場合は、関係書類を添えて「返還猶予申請書（様式第 11 号）」又は「業務従事届（様式第 23 号）」を提出して下さい。

- (1) 借受者が、修学資金の貸付を中止された後も、引き続き当該養成施設等に在学しているとき。
- (2) 借受者が、当該養成施設等を卒業後さらに他種の養成施設等に修学しているとき。
- (3) 借受者が、当該養成施設等を卒業後、県内において介護・相談援助等の業務に従事しているとき。
- (4) 借受者が、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により修学資金の返還が困難であると認められるとき。

11 返還の免除

次に該当する場合は、修学資金の返還を全額または一部免除することができますので、希望する場合は、関係書類を添えて「返還免除申請書（様式第 12 号）」及び「介護等業務従事期間証明書（様式第 27 号）」を提出して下さい。

- (1) 借受者が、当該養成施設等を卒業後1年以内（※1）に社会福祉士の登録を行い、宮城県内で別紙1の介護・相談援助等の業務に就き、引き続き5年間（※2）その業務に従事した場合。

※1について

- 国家試験に合格できなかった場合には、本人の申請（様式第29号）に基づき次年度の国家試験を受験する意思があると会長が認めた場合、養成施設等を卒業した年度の翌年度の国家試験に合格した日から1年以内となります。
- 社会福祉士の資格取得者が、養成施設等卒業後1年以内に社会福祉士以外の職種に採用された場合であって、社会福祉士の職に就くことを希望している場合は、卒業した日から2年以内となります。

※2について

- 令和4年度以前の決定者に関しては、【過疎地域のみ】
過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項及び第33条に規定する過疎地域において返還免除対象業務に従事した場合又は中高年離職者が返還免除対象業務に従事した場合は、3年間となります。
 - 令和5年度以降の決定者に関しては、【過疎地域、離島及び中山間地域等】
厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成21年3月13日厚生労働省告示第83号）第2号に規定する区域において返還免除対象業務に従事した場合又は中高年離職者が返還免除対象業務に従事した場合は、3年間となります。
- (2) 借受者が、上記の期間中に業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなった場合
 - (3) 借受者が、貸付を受けた期間以上、宮城県内で介護・相談援助等の業務に従事したとき。（一部免除）
 - (4) 借受者が、死亡し、又は障害により貸付を受けた修学資金を返還することができなくなった場合（相続人又は連帯保証人へ請求を行っても返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限る。）

1.2 届出の義務

- (1) 借受者は、次のいずれかに該当するときは、届け出が必要です。
 - ①養成施設等を卒業したとき。卒業届（様式第16号）
 - ②資格を取得したとき。資格取得届（様式第17号）
 - ③貸付辞退、休学、復学、退学、又は停学その他の処分を受けたとき。貸付停止・再開・辞退届（様式第18号）
 - ④借受者又は連帯保証人が住所又は氏名を変更したとき。異動届（様式第19号）
 - ⑤業務を産休、病休等で一時中断したとき。休業届（様式第22号）
- (2) 借受者は、毎年4月1日現在の就業状況について4月末日までに報告が必要です。就業状況報告書（様式第20号）
- (3) 連帯保証人は、借受者が死亡又は心身の故障が生じた場合には届出が必要です。異動届（様式第19号）
- (4) 借受者は、業務に従事したときは、その日から7日以内に届出が必要です。業務従事届（様式第23号）
- (5) 借受者は、業務従事先を変更し、引き続き介護・相談援助業務等に従事する場合は業務従事先変更届（様式第24号）の提出が必要です。
- (6) 業務に従事しなくなった場合は、業務廃止届（様式第25号）及び介護等業務従事期間証明書（様式第27号）の提出が必要です。

別表1

宮城県内の養成施設

社会福祉士 養成施設	仙台医療福祉専門学校	社会福祉士養成通信課程 社会福祉士短期養成通信課程
---------------	------------	------------------------------

※県外の養成施設で該当する施設もありますのでお問合せ下さい。

Ⅱ 手続きに必要な提出書類一覧

1 借入申込時

事 項	提出書類（※印は添付書類）	提出先
借入の申請をするとき	申請書（様式第1号） 推薦書（様式第2号） 個人情報取扱同意書（様式第31号） 申請者及び連帯保証人の世帯全員の記載のある住民票（※記載事項に省略のないもの、マイナンバーは不要）	申請者（養成施設） →県社協
	入学時に45歳以上で、かつ離職して2年以内の場合は、離職証明書等	
貸付決定を受けたとき	借用証書兼誓約書（様式第6号） 貸付決定者及び連帯保証人の印鑑登録証明書（未成年の貸付決定者除く）	貸付決定者（養成施設） →県社協
	銀行口座振込依頼書（様式第7号） ※振込口座通帳表紙及び表紙裏のコピー。 または、口座番号連絡書。（金融機関名・支店名・支店番号・口座番号・口座名義人記載・ヨミガナが判明できるもの）	

2 就学時

事 項	提出書類（※印は添付書類）	提出先
借入者及び連帯保証人の住所、氏名等変更したとき	異動届（様式第19号） ※住所を変更した場合には、記載事項に本籍、続柄の記載された住民票（マイナンバーは不要） ※氏名が変更となった場合には、戸籍謄本	借受者（養成施設） →県社協
休学・停学・留年等が発生したとき	貸付停止・再開・辞退届（様式第18号） ※貸付を停止	借受者（養成施設） →県社協
復学したとき	貸付停止・再開・辞退届（様式第18号） ※貸付を再開	借受者（養成施設） →県社協

退学したとき 貸付を辞退する とき 貸付を解除する とき	貸付停止・再開・辞退届（様式第18号）	借受者（養成施設） →県社協
他の養成施設等 へ進学したとき、 または卒業が延 期となったとき	在学証明書等事由を証明できる書類	借受者→県社協

3 卒業後

事 項	提出書類（※印は添付書類）	提出先
卒業したとき	卒業届（様式第16号）	借受者（養成施設） →県社協
資格取得したと き	資格取得届（様式第17号） ※資格登録証のコピー	借受者→県社協
介護・相談援助等 の業務に従事し たとき	業務従事届（様式第23号） ※雇用契約書、又は辞令のコピー	借受者→県社協
返還猶予の申請 を行うとき （卒業後1年以内 の就職活動中も 含む）	返還猶予申請書（様式第11号） ※在学証明書、り災証明書、医師の診断書 等、事由を証明できる書類	借受者→県社協
継続して業務に 従事している とき（毎年4月1日 現在）	就業状況報告書（様式第20号） （免除になるまでの毎年4月末日までに 提出）	借受者（勤務先） →県社協
やむを得ない理 由により、業務を 中断したとき	休業届（様式第22号） ※休業を証明できる書類	借受者（勤務先） →県社協
住所・氏名等に変 更が生じたとき （借受者・連帯保 証人）	異動届（様式第19号） ※住所を変更した場合には、記載事項に 本籍、続柄の記載された住民票（マイナ バーは不要） ※氏名が変更となった場合には、戸籍謄本	借受者→県社協
国家試験に合格 できなかったが、 次年度受験する 意思があるとき	国家試験再受験申請書（様式第29号）	借受者→県社協
同一法人・会社内 で人事異動があ り、これまでの業	業務従事先変更届（様式第24号） ※異動後の業務先ならびに職種に従事す ることが証明できる書類	借受者→県社協

務先ならびに職種に変更があったとき		
連帯保証人を変更するとき	連帯保証人異動申請書（様式第8号）	借受者（連帯保証人）→県社協
退職したとき	Q&A をご覧いただくとともに、退職された際には、速やかな御連絡をお願いします。	借受者→県社協
貸付金の返還免除を申請するとき	返還免除申請書（様式第12号）	借受者→県社協
	介護等業務従事期間証明書（様式第27号）	借受者（勤務先）→県社協

Ⅲ 社会福祉士修学資金貸付制度に関するQ & A

Q 1 貸付申請をする場合の手続きはどのようにすれば良いでしょうか。

答 養成施設等に入学後、養成施設等に申し出て、申請に必要な書類を受け取ってください。「借入申請書（様式第1号）」に必要事項を記入し、借入申込者及び連帯保証人の住民票（記載事項に省略のないもの、マイナンバーは不要）、中高年離職者（入学時に45歳以上の者であって離職して2年以内の者）の場合は離職証明書等を添付し、養成施設等に提出してください。養成施設等において全員の書類を集めた上で「推薦書（様式第2号の1）」を作成していただき、宮城県社会福祉協議会まで提出していただくこととなります。

Q 2 養成施設等を休学、停学した場合は、どうなりますか。

答 養成校等に在学している限り、猶予期間として取り扱いますので、返還の必要はありません。この場合、「貸付停止・再開・辞退届（様式第18号）」を宮城県社会福祉協議会へ提出してください。ただし、休学、又は停学期間中の修学資金の貸付は行いません。

Q 3 退学した場合はどうなりますか。

答 修学資金の貸付を停止し、貸し付けた金額を原則一括（分納の申出があった場合は月賦又は半年賦）で返還していただきます。この場合、「貸付停止・再開・辞退届（様式第18号）」を宮城県社会福祉協議会へ提出してください。なお、退学決定日の属する月以降の期間分の貸付金をすでに受けている場合は、該当期間分の貸付金は一括で返還していただきます。

Q 4 養成施設等を卒業しました。どのような手続きが必要ですか。

答 養成施設を卒業後は、貸付金の返還が開始されますが、社会福祉士の資格を取得（登録）し、宮城県内において社会福祉士として規定業務に従事した場合は、以下の手続きを行うことにより返還猶予が可能です。

1 卒業の報告

養成施設等を経由して「卒業届（様式第16号）」を宮城県社会福祉協議会へ提出してください。

2 資格取得の報告

社会福祉士の登録を行い、社会福祉士登録証の写しを添付して「資格取得届（様式第17号）」を宮城県社会福祉協議会へ提出してください。

3 業務従事の報告

規定業務に従事したときは、辞令等の写しを添付して「業務従事届（様式第23号）」を宮城県社会福祉協議会へ提出してください。

4 就業状況の報告（返還免除が決定されるまで毎年報告）

規定業務に従事している期間は返還猶予となりますので、毎年4月1日現在の「就業状況報告書（様式第20号）」を4月30日までに宮城県社会福祉協議会へ提出してください。（規定業務に従事した初年度は除く）

5 卒業後1年以内に、病気やその他やむを得ない事由により規定の業務に従事しなかった場合は、「業務従事延期届（様式第21号）」を速やかに宮城県社会福祉協議会へ提出してください。

Q5 養成施設等を卒業後、さらに別の学校等に進学する場合は、どうなりますか。

答 養成施設等を卒業後さらに他種の養成施設等（社会福祉士指定養成施設等卒業者の場合は介護福祉士指定養成施設等であること。）において修学する場合は、「返還猶予申請書（様式第11号）」を提出し、返還の猶予を受けることができます。

また、養成施設等以外の学校等に進学した場合も、「返還猶予申請書（様式第11号）」を提出し、在学中は返還の猶予を受けることができます。

なお、卒業後規定業務に従事しなかった場合は、返還していただくこととなります。

Q6 卒業後、社会福祉士の資格を取得しましたが、規定の業務に従事できなかった場合は？

答 養成施設を卒業した日から1年を経過した時点で、規定する業務に従事できなかった場合は、返還の義務が発生します。ただし、規定業務に従事する意思があるにもかかわらず、業務に従事できなかったことについて、災害、疾病等特別な事情があると認められる場合は、その間の返還を猶予することができます。猶予を受ける場合は、「返還猶予申請書（様式第11号）」に特別の事情を説明できる書面（診断書等）を添えて提出して下さい。

なお、1年以内に規定の事業所等に採用されたが、規定の業務以外の職種に従事している場合は、「返還猶予申請書（様式第11号）」を提出し、会長が規定業務に従事する意思があると認めた場合に限り、さらに1年間返還を猶予することができます。

Q7 従事していた施設を退職しました。他施設で規定業務に従事する予定ですが、まだ決まっていません。どのような手続きが必要ですか。

答 離職された場合は、「業務廃止届（様式第25号）」に「介護等業務従事期間証明書（様式第27号）」を添付して提出してください。また、規定する業務に再就職が決まり、就業した場合「業務従事届（様式第23号）」に新たな勤務先が作成した雇用契約

書等の写しを添付して、速やかに提出してください。

なお、退職してから再度規定する業務に就業するまでの間(1か月以上となる場合は貸付金の返還義務が生じます。

Q 8 従事していた施設を退職し、翌月から別の福祉施設で働き始めましたが、どのような手続きが必要ですか。

答 再就職するまでの間が1か月以内の場合は「業務従事先変更届(様式第24号)」に「介護等業務従事期間証明書(様式第27号)」と新たな勤務先が作成した雇用契約書等の写しを添付して提出してください。

Q 9 施設に従事していた期間が5年になる前に退職し、規定の業務以外の仕事についていた場合は、どのようになりますか。

答 規定業務に従事しなくなった場合は、貸付金を返還しなければなりません。なお、規定業務への従事期間が5年間を満たさず退職した場合であっても、貸付を受けた期間以上に規定業務に従事した場合は、返還債務の一部が免除になる場合があります。

Q10 施設に5年間従事しました。返還免除になるためには、どのような手続きが必要ですか。

答 従事した期間に休職等がなく、5年間継続して規定業務に従事した場合、返還が免除されます。「介護福祉士等修学資金返還免除申請書(様式12号)」に事業所が証明する「介護等業務従事期間証明書(様式27号)」を添えて提出してください。

なお、5年間に複数の事業所で勤務した場合は、事業所毎の業務従事期間証明書が必要となります。

Q11 卒業後、借受人が死亡した場合、又は心身の故障のため業務に従事できなくなった場合はどのようになりますか。

答 死亡した場合は除票(又は死亡診断書の写し)を添付し、異動届(様式第19号)を提出してください。死亡又は心身の故障により業務に従事できなくなった原因について、業務上の事由であれば返還が免除され、それ以外の事由であれば返還の義務が生じません。

Q12. 介護福祉士修学資金等貸付制度実施要綱第12の1の(1)に規定する「過疎地域、離島及び中山間地域等」とは、宮城県内のどの地域が該当しますか。(令和5年度以降の決定者が対象)

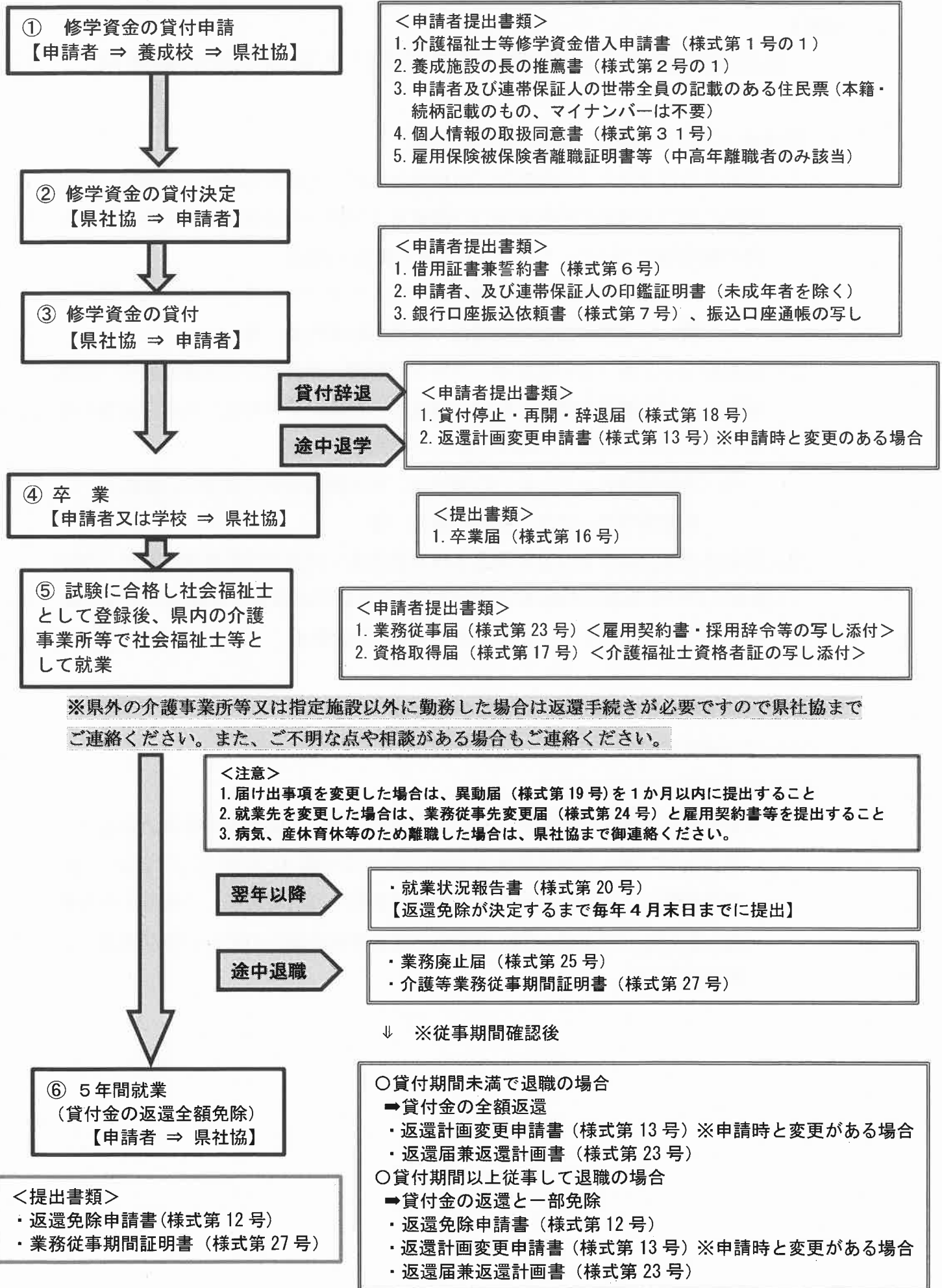
答 別紙:【宮城県社会福祉協議会 貸付事業「過疎地域、離島、中山間地域等(県内)」一覧】を参考にしてください。

令和4年度以前の決定者は「過疎地域」のみの対象となります。

下表の地域が過疎地域のみとなります(令和5年4月現在)。 ※次ページへ続く。

広域圏	市町村名	地 域 名
仙南	七ヶ宿町	七ヶ宿町全域
	川崎町	川崎町全域
	丸森町	丸森町全域
仙台 都市圏	山元町	山元町全域
	松島町	松島町全域
	大郷町	大郷町全域
大崎	大崎市	旧岩出山町、旧鳴子町、旧田尻町の区域のみ
	加美町	加美町全域
	涌谷町	涌谷町全域
	美里町	旧南郷町の区域のみ
栗原	栗原市	栗原市全域
登米	登米市	旧登米町、旧東和町、旧津山町、旧米山町、旧石越町の区域のみ
石巻	石巻市	旧河北町、旧雄勝町、旧北上町、旧牡鹿町、旧桃生町の区域のみ
	東松島市	旧鳴瀬町の区域のみ
気仙沼・ 本吉	気仙沼市	気仙沼市全域
	南三陸町	南三陸町全域

IV 宮城県社会福祉協議会社会福祉士修学資金貸付フロー図



別紙 1

社会福祉士修学資金貸付事業における返還免除対象業務

1 宮城県内で以下の施設、職種で業務に従事

- (1) 昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連盟通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添1に定める職種の業務

例：知的障害児施設の児童指導員、老人デイサービスセンターの生活相談員、市町村社会福祉協議会の福祉活動専門員 等

- (2) 昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連盟通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添2に定める職種の業務

例：特別養護老人ホームの介護職員、身体障害者更生施設の介護職員、指定居宅サービスの訪問介護員 等

- (3) 昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連盟通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」に定める当該施設の長の業務

2 全国の区域で以下の施設において業務に従事

- (1) 国立障害者リハビリテーションセンター
(2) 国立児童自立支援施設等

※国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第2項の委託を受けた施設、医療型障害児入所施設「整肢療護園」、「むらさき愛育園」及び独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設を含む。

※この表は便宜上一覧表にしたもので詳細は通知を確認して下さい。

1 福祉に関する相談援助業務の範囲

区分	施設種別等	職種又は業務
1-(1)	保健所	精神障害者に関する相談援助業務を行っている精神保健福祉相談員 精神保健福祉士 精神科ソーシャルワーカー
1-(2)	児童相談所	児童福祉司 受付相談員 相談員 電話相談員 児童心理司 児童指導員 保育士
1-(3)	母子生活支援施設	母子支援員、 少年を指導する職員 個別対応職員
1-(4)	児童養護施設	児童指導員 保育士 個別対応職員 家庭支援専門相談員 職業指導員 里親支援専門相談員
1-(5)	障害児入所施設 児童発達支援センター	児童指導員 保育士 児童発達支援管理責任者 心理指導担当職員
1-(6)	児童心理治療施設	児童指導員 保育士 個別対応職員 家庭支援専門相談員
1-(7)	児童自立支援施設	児童自立支援専門員 児童生活支援員 個別対応職員 家庭支援専門相談員 職業指導員
1-(8)	児童家庭支援センター	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 88 条の 3 第 1 項に規定する職員
1-(9)	障害児通所支援事業の施設(児童発達支援センターを除く)	児童指導員 保育士 障害福祉サービス経験者 児童発達支援管理責任者 機能訓練担当職員(心理指導担当職員に限る) 訪問支援員(保育士、児童指導員、心理指導担当職員に限る) 指定通所基準に規定する指導員
1-(10)	障害児相談支援事業の施設	相談支援専門員

区分	施設種別等	職種又は業務
1- (11)	病院及び診療所	退院後生活環境相談員
		次のアからエまでの相談援助業務を行っている職員
		ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助
		イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助
		ウ 患者の社会復帰に係る相談援助
エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動		
1- (12)	身体障害者更生相談所	身体障害者福祉司
		心理判定員
		職能判定員
		ケース・ワーカー
1- (13)	身体障害者福祉センター	身体障害者に関する相談に応ずる職員
1- (14)	精神保健福祉センター	精神障害者に関する相談援助業務を行っている精神保健福祉相談員
		精神保健福祉士
		精神科ソーシャルワーカー
1- (15)	救護施設及び更生施設	生活指導員
1- (16)	福祉に関する事務所(福祉事務所)	指導監督を行う所員(査察指導員)
		身体障害者福祉司
		知的障害者福祉司
		社会福祉主事(老人福祉指導主事)
		現業を行う所員(現業員)
		家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事(家庭児童福祉主事)
		家庭児童福祉に関する相談指導業務に従事する職員(家庭相談員)
		面接相談員
		婦人相談員
		母子・父子自立支援員
		就労支援事業に従事する就労支援員
		被保護者就労支援事業に従事する就労支援員
1- (17)	婦人相談所	相談指導員
		判定員
		婦人相談員
1- (18)	婦人保護施設	入所者を指導する職員
1- (19)	知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司
		心理判定員
		職能判定員
		ケース・ワーカー
1- (20)	養護老人ホーム	生活相談員
	特別養護老人ホーム	生活相談員
	軽費老人ホーム	主任生活相談員、生活相談員、利用者の生活、身上に関する相談、助言を行う職員及び日常生活の世話を行う職員
	老人福祉センター	相談・指導を行う職員
	老人短期入所施設	生活相談員
	老人デイサービスセンター	生活相談員
	指定介護予防サービス事業	生活相談員
	指定密着型介護予防サービス事業	生活相談員
老人介護支援センター	相談援助業務を行っている職員	
1- (21)	母子・父子福祉センター	母子及び父子の相談を行う職員
1- (22)	介護保険施設(介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院)	生活相談員
		支援相談員
	指定介護療養型医療施設	介護支援専門員
		生活相談員
1- (23)	地域包括支援センター	包括的支援事業に係る業務を行う職員

区分	施設種別等	職種又は業務
1- (24)	障害者支援施設	生活支援員
		就労支援員
		サービス管理責任者
1- (25)	地域活動支援センター	指導員
1- (26)	福祉ホーム	管理人
1- (27)	障害福祉サービス事業	生活支援員
		就労支援員
		サービス管理責任者
		就労定着支援員
		地域生活支援員
1- (28)	一般相談支援事業を行う施設	相談支援専門員
1- (29)	特定相談支援事業を行う施設	相談支援専門員

2 施設及び当該施設において福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の範囲

区分	施設種別等	職種又は業務
2- (1)	生活保護法に規定する授産施設	指導員
	宿所提供施設	
2- (2)	児童福祉法に規定する乳児院	児童指導員
		保育士
		個別対応職員
		家庭支援専門相談員
		里親支援専門相談員
2- (3)	老人福祉法に規定する有料老人ホーム	生活相談員
2- (4)	指定特定施設入居者生活介護施設	生活相談員及び計画作成担当者
	指定地域密着型特定施設入居者生活介護施設	
	指定介護予防特定施設入居者生活介護施設	
2- (5)	身体障害者更生援護施設	生活支援員
	身体障害者福祉工場	指導員
2- (6)	精神障害者社会復帰施設	精神保健福祉士
		精神障害者社会復帰指導員
		管理人
2- (7)	知的障害者援護施設	生活支援員
2- (8)	高齢者総合相談センター	相談援助業務を行っている相談員
2- (9)	隣保館	相談援助業務を行っている指導職員
2- (10)	都道府県社会福祉協議会	日常生活自立支援事業を行っている専門員
2- (11)	市(特別区を含む。)町村社会福祉協議会	福祉活動専門員その他相談援助業務(主として高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、児童その他の要援護者に対するものに限る。)を行っている職員
2- (12)	改正前の障害者自立支援法に規定する児童デイサービス事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
2- (13)	児童福祉法に基づく指定発達支援医療機関	児童指導員 保育士
2- (14)	知的障害者総合施設のぞみの園	相談援助業務を行っている指導員およびケース・ワーカー
2- (15)	知的障害者福祉工場設置運営要綱に基づく知的障害者福祉工場	相談援助業務を行っている指導員
2- (16)	刑事施設、少年院及び少年鑑別所	刑務官、法務教官、法務技官(心理)及び福祉専門官
2- (17)	更生保護法に規定する地方更生保護委員会	保護観察官
	保護観察所	
2- (18)	更生保護事業法施行規則に規定する更生保護施設	補導主任

区分	施設種別等	職種又は業務	
		補導員	
2- (19)	労働者災害補償保険法に基づき設置された労災特別介護施設	相談援助業務を行っている指導員	
2- (20)	心身障害児総合通園センター設置運営要綱に基づく心身障害児総合通園センター	相談援助業務を行っている職員	
2- (21)	児童福祉法に規定する児童自立生活援助事業を行っている施設	相談援助業務を行っている指導員	
2- (22)	子育て短期支援事業を行っている	児童養護施設	相談援助業務を行っている職員
		母子生活支援施設	
		乳児院	
		保育所等	
2- (23)	母子家庭等就業・自立支援センター事業 一般市等就業・自立支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている相談員	
2- (24)	地域子育て支援拠点事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	
2- (25)	利用者支援事業実施要綱に定める「利用者支援事業」を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	
2- (26)	「母子・父子自立支援プログラク策定事業」を行っている施設	母子・父子自立支援プログラム策定員	
2- (27)	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口強化事業実施要綱に基づく就業支援専門員配置等事業を行っている施設	就業支援専門員	
2- (28)	重症心身障害児(者)通園事業を行っている施設	児童指導員	
		保育士	
2- (29)	点字図書館及び聴覚障害者情報提供施設	相談援助業務を行っている職員	
2- (30)	障害者総合支援法に規定する共同生活介護を行う施設	相談援助業務を行っている職員	
2- (31)	障害者総合支援法に規定する短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活援助を行う施設	相談援助業務を行っている職員	
2- (32)	知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設及び肢体不自由児施設	児童指導員	
		保育士	
2- (33)	重症心身障害児施設	児童指導員	
		保育士	
		心理指導を担当する職員	
2- (34)	廃止前の障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業	相談支援専門員	
2- (35)	地域生活支援事業実施要綱に基づく「身体障害者自立支援」を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	
2- (36)	地域生活支援事業実施要綱に基づく「日中一時支援」「障害者相談支援事業」「障害児等療育支援事業」を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	
2- (37)	精神障害者地域移行支援特別対策事業を行っている施設	地域体制整備コーディネーター	
		地域移行推進員	
2- (38)	精神障害者地域移行・地域定着支援事業を行っている施設	地域体制整備コーディネーター	
		地域移行推進員	
2- (39)	精神障害者アウトリーチ推進事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	
2- (40)	地域移行・地域生活支援事業実施要綱に基づく「アウトリーチ事業」を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	
	地域生活支援促進事業実施要綱に基づく「アウトリーチ支援に係る事業」を行っている施設		
2- (41)	指定居宅サービス（指定通所介護）施設	生活相談員	
	基準該当居宅サービス（通所介護）施設		
	指定地域密着型サービス（地域密着型通所介護）施設		
	指定介護予防サービス（指定介護予防通所介護）施設		
	基準該当介護予防サービス（介護予防通所介護）施設		
	指定短期入所生活介護施設		
	基準該当居宅サービス（短期入所生活介護）施設		
	指定介護予防短期入所生活介護		
	基準該当介護予防サービス（介護予防短期入所生活介護）施設		
第一号通所事業を行う施設			
2- (42)	指定通所リハビリテーション施設	支援相談員	
	指定介護予防通所リハビリテーション施設		
	指定短期入所療養介護施設		

区分	施設種別等	職種又は業務
	指定介護予防短期入所療養介護施設	
2- (43)	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う施設	オペレーター
2- (44)	指定夜間対応型訪問介護を行う施設	オペレーションセンター従業者
2- (45)	指定認知症対応型通所介護を行う施設	生活相談員
	指定介護予防認知症対応型通所介護を行う施設	
2- (46)	指定小規模多機能型居宅介護を行う施設	介護支援専門員
	指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行う施設	
	指定認知症対応型共同生活介護を行う施設	
	指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行う施設	
	指定複合型サービスを行う施設を行う施設	
2- (47)	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う施設	生活相談員
		介護支援専門員
2- (48)	居宅介護支援事業を行っている事業所	介護支援専門員
2- (49)	介護予防支援事業所	担当職員
	第一号介護予防支援事業を行っている事業所	
2- (50)	生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業を行っている生活支援ハウス	生活援助員
2- (51)	高齢者の安心な住まいの確保に資する事業を行っている高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）、多くの高齢者が居住する集合住宅等	相談援助業務を行っている生活援助員
2- (52)	高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅	相談援助業務を行っている職員
2- (53)	地域福祉センター	相談援助業務を行っている職員
2- (54)	自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領に規定する就労支援事業を行っている事業所	就労支援員
2- (55)	ひきこもり対策推進事業実施要領に基づくひきこもり地域支援センター	ひきこもり支援コーディネーター
2- (56)	地域生活定着促進事業実施要領に基づく地域生活定着支援センター	相談援助業務を行っている職員
2- (57)	社会的包摂・「絆」再生事業実施要領に基づくホームレス総合相談推進業務を行っている事業所	相談援助業務を行っている相談員
2- (58)	社会的包摂・「絆」再生事業実施要領に基づくホームレス自立支援センター	生活相談指導員
2- (59)	東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行っている職員
2- (60)	熊本地震の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行っている職員
2- (61)	自立相談支援モデル事業運営要領に基づく自立相談支援機関	主任相談支援員 相談支援員
	家計相談支援モデル事業運営要領に規定する家計相談支援モデル事業を行っている事業所	就労支援員 家計相談支援員
2- (62)	生活困窮者自立支援法に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関	主任相談支援員 相談支援員
	生活困窮者自立支援法に規定する生活困窮者家計改善支援事業を行っている事業所	就労支援相談員 家計改善支援員
2- (63)	生活保護法に規定する被保護者就労支援事業を行っている事業所	就労支援員
2- (64)	発達障害者支援センター	相談支援を担当する職員
		就労支援を担当する職員
2- (65)	障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する広域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー
2- (66)	障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する地域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー
		職場適応援助者
2- (67)	障害者雇用納付金制度に基づく第1号職場適応援助者助成金受給資格認定法人	第1号職場適応援助者養成研修を修了した職員でジョブコーチ支援を行っている者
2- (68)	改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する障害者雇用支援センター	雇用の促進等に関する法律第28条第1号、第2号及び第7号に規定する業務を行う職員

区分	施設種別等	職種又は業務
2- (69)	雇用保険二事業助成金制度に基づく障害者雇用安定助成金のうち訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員でジョブコーチ支援を行っている者
2- (70)	障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する障害者就業・生活支援センター	主任就業支援担当者
		就業支援担当者
		生活支援担当職員
2- (71)	職業安定法に規定する公共職業安定所	精神障害者雇用トータルサポーター、
		発達障害者雇用トータルサポーター
2- (72)	スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領に基づく教育機関	スクールソーシャルワーカー
2- (73)	難病の患者に対する医療等に関する法律に規定する難病相談支援センター	難病相談支援員
2- (74)	高次脳機能障害の拠点となる機関	支援コーディネーター
2- (75)	上記に定める以外の施設で福祉に関する相談援助を行う施設として厚生労働大臣が個別に認めた施設	福祉に関する相談援助業務を行っている相談員

別添 2

介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等

1 介護等の業務の範囲

区分	施設種別等	施設又は業務
1- (1)	障害児通所支援事業を行う施設、児童発達支援センター及び障害児入所施設（旧法の知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設含む）	入所者の保護に直接従事する職員（職業指導員、心理指導担当職員、作業療法士、理学療法士、聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員並びに医師、看護師その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く。）
1- (2)	旧身体障害者福祉法に規定する身体障害者更生施設	主たる業務が介護等であるもの
	旧身体障害者福祉法に規定する身体障害者療護施設及び身体障害者授産施設	
	障害者総合支援法に規定する地域活動支援センター又は障害者支援施設	
1- (3)	生活保護法に規定する救護施設及び更生施設	介護職員
1- (4)	老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター	介護職員
	老人短期入所施設及び特別養護老人ホーム	
1- (5)	障害福祉サービス事業のうち共同生活介護を行う事業者	主たる業務が介護等の業務である者
1- (6)	障害福祉サービス事業のうち居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、重度障害者等包括支援若しくは共同生活援助又は療養介護を行う事業者	主たる業務が介護等の業務である者
1- (7)	児童デイサービスを行っている事業所	主たる業務が介護等の業務である者
1- (8)	指定訪問介護	訪問介護員等
	指定介護予防訪問介護又は第一号訪問事業	
1- (9)	指定通所介護若しくは指定介護予防通所介護若しくは指定短期入所生活介護若しくは指定介護予防短期入所生活介護又は第一号通所事業を行う施設	介護職員
1- (10)	指定訪問入浴介護又は指定介護予防訪問入浴介護	介護職員
1- (11)	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	訪問介護員等
1- (12)	指定夜間対応型訪問介護	訪問介護員
1- (13)	指定認知症対応型通所介護又は指定介護予防認知症対応型通所介護を行う施設	介護職員
1- (14)	指定小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行う施設	介護従業者
1- (15)	指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護	介護従業者
1- (16)	指定看護小規模多機能型居宅介護	介護従業者
1- (17)	指定通所リハビリテーション若しくは指定介護予防通所リハビリテーション又は指定短期入所療養介護若しくは指定介護予防短期入所療養介護を行う施設	介護職員

区分	施設種別等	施設又は業務
1- (18)	指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設	介護職員
1- (19)	指定介護老人保健施設又は指定地域密着型介護老人保健施設	介護職員
1- (20)	養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホーム並びに介護老人保健施設	入所者のうちに身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者を含むものの職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
1- (21)	サービス付き高齢者向け住宅	主たる業務が介護等の業務である者
1- (22)	指定介護療養型医療施設の病棟又は診療所	主たる業務が介護等の業務である者
1- (23)	介護医療院における介護職員等	主たる業務が介護等の業務である者
1- (24)	老人医科診療報酬点数表において定められた病棟等のうち介護力を強化したもの	看護の補助の業務に従事する者で主たる業務が介護等の業務である者
1- (25)	病院又は診療所	主たる業務が介護等の業務であるもの
1- (26)	ハンセン病療養所	主たる業務が介護等の業務であるもの
1- (27)	個人の家庭において就業する家政婦	主たる業務が介護等の業務であるもの
1- (28)	労災特別介護施設	介護職員
1- (29)	重症心身障害児(者)通園事業実施要綱に基づく「重症心身障害児(者)通園事業」を行っている施設	入所者の保護に直接従事する職員
1- (30)	在宅重度障害者通所援護事業実施要綱に基づく「在宅重度障害者通所援護事業」を行っている施設	主たる業務が介護等の業務である者
1- (31)	知的障害者通所援護事業実施要綱に基づく「知的障害者通所援護事業」を行っている施設	主たる業務が介護等の業務である者
1- (32)	地域生活支援事業実施要綱に基づく「身体障害者自立支援」〔生活サポート〕を行っている施設	主たる業務が介護等の業務である者
1- (33)	「移動支援」「日中一時支援」を行っている施設又は「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」を行っている施設	主たる業務が介護等の業務である者及び「訪問入浴サービス」の介護職員
1- (34)	地域福祉センター設置運営要綱に基づく地域福祉センターの職員	主たる業務が介護等の業務である者
1- (35)	原子爆弾被爆者養護ホーム	介護職員
1- (36)	原子爆弾被爆者デイサービス事業又は「原子爆弾被爆者養護ホームにおける原子爆弾被爆者ショートステイ事業」を行っている施設	介護職員
1- (37)	原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業運営要綱に基づく「原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業」	原爆被爆者家庭奉仕員
1- (38)	介護等の便宜を供する事業を行う者に使用される者	主たる業務が介護等の業務である者

宮城県社会福祉協議会 貸付事業「過疎地域、離島及び中山間地域等（県内）」一覧

市町村名	対象地域	令和5年4月1日～
		※1 辺地
仙台市	旧秋保村（湯之、湯向、境野、長袋、馬場）、旧広瀬村（郷六、折立、落合、西花苑、栗生、愛子東、愛子中央、上愛子、下愛子、錦ヶ丘、熊ヶ根、作並）、旧大沢村（中山台西、中山台、中山吉成、吉成台、吉成、南吉成、向田、高野原、赤城、芋沢、みやぎ台、大倉、横川）、旧根白石村（南中山、北中山、西中山、館、住吉台東、住吉台西、西田中、根白石、小角、実沢、朝日、寺岡、柴山、朴沢、福岡）、旧宮城村（旧広瀬村+旧大沢村）	対象あり
石巻市	旧雄勝町（桃生郡雄勝町～）、旧桃生町（桃生郡桃生町～）、旧北上町（桃生郡北上町～）、旧河北町（小船越、大森、東福田、北境、三輪田、尾崎、長面、釜石、針岡、福地、馬鞍、皿貝、飯野、相野谷、中野、中島）、旧牡鹿町（寄磯浜、前網浜、鮫浦、大谷川浜、谷川浜、泊浜、新山浜、鮎川浜、石峠、十八成浜、小淵浜、給分浜、大原浜、清水田浜、小網倉浜） 網地島、田代島「離島対策振興地域」	対象あり
塩竈市	寒風沢島、野々島、桂島、朴島（浦戸）「離島対策振興地域のみ」	対象あり
気仙沼市	全域	
白石市	全域	
角田市	<辺地のみ>	対象あり
登米市	旧米川村（東和町米川）旧横山村（津山町横山）、旧登米町（登米町～）、旧東和町（東和町～）、旧米山町（米山町～）、旧石越町（石越町～）、旧津山町（津山町～）のみ	対象あり
栗原市	全域	
東松島市	旧鳴瀬町（浅井、牛網、大塚、小野、川下、新東名、上下堤、高松、西福田、新田、根古、野蒜、野蒜ヶ丘、浜市、宮戸）	対象あり
大崎市	旧川渡村『鳴子温泉東部』、旧鬼首村（鳴子温泉鬼首）、旧古川市（古川～）、旧岩出山町（岩出山町～）、旧鳴子町（鳴子温泉～）、旧田尻町（田尻～）のみ	対象あり
蔵王町	全域	
七ヶ宿町	全域	
村田町	旧富岡町（菅生）	対象あり
柴田町	<辺地のみ>	対象あり
川崎町	全域	
丸森町	全域	
山元町	全域	
松島町	全域	
大和町	旧吉田村（吉田）、旧宮床村（宮床・小野・学苑・テクノヒルズ・もみじが丘・杜の丘）	対象あり
大郷町	全域	
大衡村	<辺地のみ>	対象あり
色麻町	<辺地のみ>	対象あり
加美町	全域	
涌谷町	全域	
美里町	旧南郷町（福ヶ袋、練牛、大柳、二郷、木間塚、和多田沼）	
女川町	全域	
南三陸町	全域	

○【対象地域外】名取市、多賀城市、岩沼市、富谷市、大河原町、亶理町、七ヶ浜町、利府町の全域。

○※1 辺地は「過疎地域、離島及び中山間地域等」に含まれる。辺地名の一覧は裏面のとおり。

○対象地域に関して、引用資料、宮城県公式ホームページより”宮城県内における「中山間地域等」について”及び”【別表】宮城県内の辺地一覧”。

○（ ）内は現在の地名。（ ）内は本会調べによるもので概要となります。詳細や具体的な範囲は各市町村に確認ください。

○この表の「過疎地域、離島及び中山間地域等」は令和5年度以降決定者に適用するもの。令和4年度以前決定者は過疎地域のみ。

宮城県社会福祉協議会 貸付事業「過疎地域、離島及び中山間地域等（県内）」一覧

市町村名	辺地名							
仙台市	白木	野尻	国久					
石巻市	小竹浜	狐崎浜	福貴浦	田代浜	皿貝	馬鞍	福地	横川
	谷地	針岡第1	針岡第2	入釜谷	名振	大須	熊沢	水浜
	立浜	大番所	倉埜	小池	榎崎東・山田	橋浦本地	大上	長塩谷・白浜
	小室	大室	相川	小指	大指	小滝	新山浜	泊浜
	網地浜	寄磯浜	小網倉浜	長渡浜				
塩竈市	浦戸							
気仙沼市	上川内	尾田	羽田	西舞根	下廿一	上廿一		
白石市	長峰	三住	不忘					
角田市	釜前	池田	長坂	山ノ内				
登米市	古宿	大浦	板橋	駒林	立戸	東針田	羽沢	平倉
	相川	上沢	鱒淵	嵯峨立	石森長根	本宮	大泉	西二ツ屋
	上谷地	十五貫	庚申	山根	白鳥	鴫波	永沢	森腰
	渋川	西下在	南沢					
栗原市	新田辺地	耕英辺地	田代辺地	上文字辺地	小深沢辺地	普賢堂辺地	片馬合辺地	小豆畑辺地
東松島市	西福田							
大崎市	真山	鴟目	上野目山谷	岩出山南沢	鬼首	上原		
蔵王町	北原尾	川子石						
七ヶ宿町	湯原	峠田						
村田町	菅生							
柴田町	成田							
川崎町	本砂金	川内二	川内三	笹谷	古関	湯坪	支倉上	支倉下
	碁石	青根						
丸森町	羽出庭	上区	中区	裏区	古田	大山	青葉	黒佐野
	伊手	清水	北新	二区	六区	大和沢	立石	
大和町	難波	麓上	金取南	金取北	沢渡	八志田	鳥屋	幕柳
	太田	鶴巣山田	小鶴沢	大平上	大平中	大平下	桧和田下	報恩志
	三ヶ内上	三ヶ内下	松坂					
大衡村	大瓜	駒場	大森	蕨崎				
色麻町	高根・平沢	小栗山						
加美町	鹿原	西小野田	旭	上多田川				
涌谷町	大谷地	生栄巻	長根	岸ヶ森	猪岡短台	相野沼		
女川町	横浦・大石原	飯子浜・野々浜	塚浜・小屋取	指ヶ浜・御前浜	出島			
南三陸町	長清水・寺浜	入大船沢	林際	石浜				